

小川富也税理士事務所だより

編集発行人
税理士・行政書士
小川富也
〒796-0068
八幡浜市浜之町180番地
TEL 0894-24-3355
FAX 0894-24-2882



中堅社員が1対1で 営業手法など指導

地方銀行の巨銀行は若手行員の研修を強化する。入行10年前後で営業成績が優秀な中堅社員を指導役に抜擢。若手行員と1対1で接することで、金融商品などの販売ノウハウを伝えたり、やる気の向上につなげたりする。

地域間の競争が激化する中、営業現場でのセールストークや交渉の進め方など、具

体的な指導が必要と判断した。こうしたきめ細かいノウハウは通常の研修などでは十分伝えきれないため、営業の最前線で働く中堅社員が直接、指導に乗り出すことにした。

指導役は現場で働くエース級で構成。約1年間にわたり若手を育成する。教える側は回ることで将来の幹部候補として本人の自覚を高める効果も期待できる。

店長に長期休暇を義務づけ 店づくりの研究に生かす

食品スーパーのT社は、店長に連続2週間の連続休暇を義務づけた。1週間の有給休暇と1週間のリフレッシュ休

暇を組み合わせる。

リフレッシュ休暇中は店舗周辺の競合店や繁盛店などを視察し、そこから学んだ点を今後の営業に生かす。結果はレポートにまとめ、社長に提出する。

店長自らが自分の店と他店を比較することで、主体的な店づくりを考える契機ともなる。他店をハシゴする過程で、幅広い消費者に支持される店づくりを学び、今後の品ぞろえや商品の見せ方などに反映させる。

流通業界では店長の加重労働が指摘されることが多く、社員の待遇改善が求められている。有給休暇の取得率を高めるとともに幅広い視野を持

つ人材を育成するため、長期休暇を義務づけることにした。同時に魅力的な店づくりのアイデアを生み、店頭で実行する優秀な人材の育成という両立を狙っている。

始業時間を早めて 午後は在宅勤務

通信機器のK社は、今夏の電力不足に向けた節電対策として、サマータイムと在宅勤務を組み合わせた新しい働き方に取り組む。導入期間は10月まで。

午前9時の始業時間を1、2時間早め、午後は在宅勤務とする。自宅のパソコンで作業ができるよう社内体制を構築した。在宅勤務は業務分野で向き・不向きがあるため、従業員の約4割となる見込み。

7、9月に5日間取得できる夏季休暇も一斉取得し、照明や空調などを控える。



赤字国債の発行

国の歳入不足を補う国債には、建設国債と赤字国債の2種類がある。建設国債は財政法に基づき、道路やダムなど社会資本整備の財源の調達を目的に発行する。赤字国債は建設国債を発行しても歳入不足が見込まれる場合、使途を定めずに発行できる。

赤字国債は財政法の特例として発行するため、会計年度ごとに「公債発行の特例に関する法案」と呼ばれる赤字国債発行法案を国会に提出する必要がある。

税増収を背景に19990、19993年度は発行しなかったが、94年度以降は毎年発行しており、特に2009年以降は30兆円台の巨額発行が続いている。

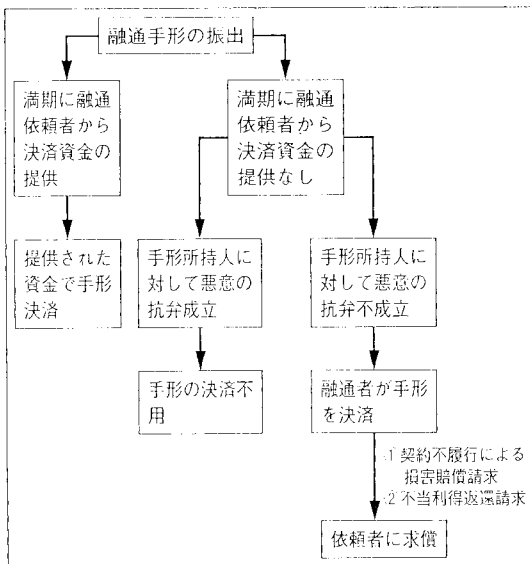


振り出した融通手形の 決済資金の提供がない 融通手形の振出

取引先のA社から融通手形の振り出しを頼まれ、当社としてもA社に倒産されては困るので依頼に応じてしまった。ところが、A社から決済資金の提供がなく、当社が手形金を支払うことになった。A社に対して責任を追及したい。今回はこのケースをもとに振り出した融通手形の決済資金が満期までに提供されなかった場合の対処を考えてみたいと思います。

■融通手形とは

商品の売買など商取引に基づいて支払のために振り出される手形のこと



とを「商業手形」と呼びますが、これとは別に短期的な運転資金調達のため資金繰りの目的で、「融通手形」または「金融手形」とよばれる手形が用いられることがあります。

融通者と融通依頼者との間では、手形の満期までに融通依頼者が融通者に手形の決済資金を提供するか、満期までに手形を買い戻して手形を返却するかして、融通者に資金的な負担をかけない約束をします。

融通手形はこのように当事者の一方が他方に融通する形を取ることもありますが、お互いに手形を交換しあつた

り、グループをつくって複雑に書き合ったりするケースもあります。融通手形といっても、手形そのものは通常の約束手形や為替手形を使用するので、外見上は商業手形と区別するのは難しいです。

しかし、融通手形の本質は商取引の裏付けのない「借入金」であり、しかも、運転資金の資金難の時に利用されることも多いので、不渡りになる危険性も高いのが現状です。

融通手形は手形振出の原因となる商取引や対価関係がなく、融通手形の当事者間では手形の支払を拒絶できますが、それが第三者に渡ってしまうと、原則として融通手形であることを理由に支払を拒絶することはできません。これは手形の所持人が融通手形であることを知って手形上の権利を取得した場合も同じです。ただ、譲渡人が振出人を害することを知って手形の権利を取得した場合は、この譲渡人に対しては手形の支払を拒絶することはできません。これを悪意の抗弁権と呼びます。

■法的には請求可能

今回のケースでは融通手形の振り出しを依頼されて、決済資金の提供が受けられると考えて手形を振り出

したというものですから、融通手形の当事者間では、融通依頼者が満期までに手形の決済資金を提供するか、手形を買い戻して融通者に手形を返還するかの約束があつたといえます。このような約束を融通契約といっていますが、依頼者のA社はこの約束を守らなかつたということで、契約不履行による損害賠償請求が法的には可能です。

また融通者が手形資金を決済し、本来、決済資金を提供すべき依頼者がそのことにより手形金額相当分を利得している形となつていきますから、不当利得返還請求も可能です。

ただ、法的にはこのような請求権があるといつても、実際は資金繰りに困って融通者に融通手形の振出を頼み込んでいたわけですから、決済資金を約束通り提供しなかつた融通手形の依頼者には、弁済資力はな いと思われまふ。このため金額の返還は期待できないでしょう。

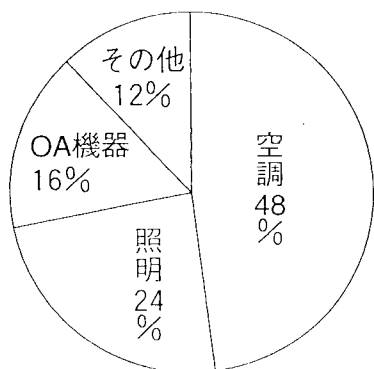
銀行から借入れが出来なくなつて、融通手形を利用しなければ事業をやつていけないという状態になつたときは、すでにその会社は倒産の危険をはらんでいるといつことを十分理解し、その上で融通手形を振り出すかどうかを検討しましょう。



中小企業の節電対策 コスト削減の好機に 社員の知恵を集める

東日本大震災の影響により東京電力管内の夏季の電力が不足する事態となっており、政府は中小企業にも15%の節電を求めています。節電とは電力の無駄をなくし、効率的に使用することです。言い換えれば、コストを削減することです。今夏、節電対策への取り組みは、コスト削減の好機ともなるのです。

まず節電の効果的な実施には、社員全員が節電の内容をよく理解することが大切です。実行するのは社員ですから、社員全員が理解し、納得しない限り実現できません。そのうえで社員から節電の自発的な知恵が出るよう進めるとより効果的です。



一般的な職場における電力消費比率

た節電計画の作成から実施にあたっての担当者や分担、日報のチェックなど社内の体制づくりも大切です。

■職場での節電の参考事例■

基本的には不要不急の利用を減らす、稼働時間を減らすことです。また製造業では操業のシフトの変更や消費電力の多い機械の稼働のピーク時を避ける—などがあげられます。冷房の温度設定を1度上げると、5%の削減効果があります。24℃設定の冷房を28℃にすることで消費電力の削減効果は20%期待できます。

① 照明設備関係…：使用頻度の低い部屋の照明の消引き、照度の変更。

小まめに電源のON・OFF。LED照明の利用（消費電力80%カット）などの省エネ化。

② パソコン関係…：ディスプレイの輝度設定を下げる。パソコン本体の省電力設定。席を立つときや不使用時には電源をOFF。プリンターも不使用時は電源を切る。

③ 空調関係…：冷房温度は28℃設定に。空調をする部屋を絞り込む。扇風機を併用する。空調の清掃による効率のアップ。カーテンや日差しを利用して日照による温度上昇を抑える。

④ 設備機器関係…：昼休みや退社時は各機器の電源オフの徹底。冷蔵庫や給湯器の出力をセーブ。

⑤ 節電担当者を決める…：節電担当者を選任して、節電の効果の検証と改善を社内に徹底させる。

■勤務時間・休日の変更■

今夏、就業時間や就業日を柔軟に変更することで節電を図る企業もあります。

昼間の電力節電のために始業時間・終業時間を早めたり、所定休日を見直したり、連続休業・休暇を活

用して労働時間の長さを見直す—など、既に多くの企業が取り組んでいます。

また、夏は週休3日、冬は週休1日といった「変形労働制」を導入するケースがあります。

労働基準法では労働時間に週40時間以内、1日8時間以内といった規定を設けています。ただ季節で繁忙のある企業は、忙しい時期は労働時間を長くし、忙しくない時期は短く設定し、平均して週40時間を超えないようにする「変形労働時間制」を導入できます。

導入には就業規則を見直した後、労働基準局に届ける必要があります。これまでは年当初などにスケジュールを決定した後は、導入期間中に変更することは認められませんでした。厚労省は特例として年度途中にスケジュールを変更することを認めました。

しかし、こうした労働時間や休日の変更は震災による非常時だからといって会社の一存だけで決定はできません。労働時間の変更により、残業代の扱いなど混乱が生じないよう労使でよく話し合う必要があります。

〈社内報の構成例〉

トップの考えを 浸透させたい	経営情報系 社長・管理職のメッセージなど
社員間の情報 共有を図りたい	ニュース系 新技術・知識の紹介など
愛社精神・業務 の理解を深めたい	バックグラウンド系 社史、製品開発の経緯など
社員コミュニケーションを 向上させたい	交流系 社員紹介など



社内報の役割

会社によっては社内報を発行している、もしくは、これから創刊しようと考えているところもあるでしょう。

社内報の主な目的と役割としては、企業の経営方針の周知徹底、人事異動や組織変更の伝達、社内コミ

社内報の制作費用

ユニケーションの向上、社内情報の共有、勤労意欲の引き上げ、新技術の紹介、社員の紹介、会社と家庭のパイプ役など様々なものが考えられます。

このように、社員同士の連帯感を強くする点において社内報は従来から重要な役割を果たしてきました。

また、最近では社内報を単なるコミュニケーションツールとしてではなく、企業のベクトルを統一する戦略的ツールとしてとらえて活用するところも多くなり、その重要性があらためて再認識されているようです。

税務上の取り扱い

以上のように社内報は、企業と社員の意思疎通を図る手段のひとつと考えられます。

よって、社内報を製作するためにかかる取材や編集の製作費用、配布のための費用は一般的に福利厚生費として損金算入することになります。

7月の税務と労務

— 税 務 —

- ★所得税の予定納税額の納付(第1期分)
納期限…8月1日
- ★所得税の予定納税額の減額申請
申請期限…7月15日
- ★固定資産税(都市計画税)の第2期分の納付
納期限…7月中において市町村の条例で定める日
- ★6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…7月11日
(6か月ごとの納付の特例の適用を受けている場合は、1月から6月までの徴収分を7月11日までに納付)
- ★5月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)
申告期限…8月1日
- ★2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
申告期限…8月1日
- ★法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税) 申告期限…8月1日
- ★11月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)…半期分
申告期限…8月1日
- ★消費税の年税額が400万円超の2月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)
申告期限…8月1日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の4月、5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(3月決算法人は2カ月分)(消費税・地方消費税)
申告期限…8月1日

— 労 務 —

- ★労働災害保険事業開始届 提出期限…7月11日
- ★健保・厚保の保険料の納付 納期限…8月1日

サマータイムの実施、クールビズの前倒し、在宅勤務の励行、長期夏季休暇の導入など……。節電に向けて産業界が相次いで様々なアイデアを打ち出している。日頃、血のにじむようなコストカットで雑巾はカラカラに乾いているはずだが、それでも多くの知恵が出てきている。実現するかは不明だが、業種によっては就業時間の昼夜逆転という大胆な方針を打ち出しているケースもある。▼松下幸之助氏の発想は大胆であった。松下電

松下幸之助氏の発想

工が得意先の自動車メーカーから納入価格の3割引き下げを要請されたとき、役員は「5%でも大変なのに」と猛反対したが、幸之助氏は「3割ならできると言い切った。▼改良・改善ではなく、仕事のやり方を抜本的に見直せば3割カットも可能と考えたのだ。「5%はきつい、3割ならできるはず」という発想の転換が困難と思われた値引きを実現させた。困難の今、産業界に求められるのは、幸之助氏のような発想の転換である。